

香芝市告示第64号

香芝市建設工事等請負業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市建設工事等請負業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 香芝市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、測量・建設コンサルタント等の業務の委託又は第4条第2項の会長が必要と認める役務の提供を受ける委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る競争入札に参加させる者及び随意契約の相手方（以下「請負業者」という。）の選定等を厳正かつ公正に行うため、香芝市建設工事等請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 個別案件の入札の方法に関する調査及び審議
- (2) 請負業者の選定等に関する調査及び審議
- (3) 入札参加資格者の入札参加停止等に関する調査及び審議
- (4) 総合評価落札方式の実施に関する調査及び審議
- (5) プロポーザル方式の実施に関する調査及び審議
- (6) その他建設工事等の執行につき必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、副市長、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長並びに教育委員会事務局教育部長の職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副会長は、総務部長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、持ち回り審議をもって委員会の会議に代えることができる。

2 委員会は、委員会の構成員（以下「構成員」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の非公開）

第6条 委員会の会議は、公開しない。

（関係職員の出席等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（報告等）

第8条 会長は、委員会の結果を市長に報告しなければならない。

2 会長は、委員会の結果を指名競争入札及び随意契約にあつては結果通知書（第1号様式）により、一般競争入札にあつては結果通知書（第2号様式）により速やかに担当所管課に通知しなければならない。

3 会長は、委員会の審議のうち請負業者の選定等の結果については、香芝市建設工事等請負業者選定委員会録（第3号様式）により作成しなければならない。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、工事等請負業者の選定に関する事務を所掌する課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、公布の日から施行し、令和7年1月29日から適用する。

（経過措置）

2 新要綱の施行の際現に香芝市建設工事等請負業者選定委員会設置要綱を廃止する要綱（令和7年 月 日施行）による廃止前の香芝市建設工事等請負業者選定委員会設置要綱第9条第2項の規定によりなされた通知は、新要綱第8条第2項の規定よりなされた通知とみなす。

第 号
年 月 日

様

香芝市建設工事等請負業者選定委員会
会長

一般競争入札に参加するための必要な資格の承認結果について（通知）

年 月 日に開催された選定委員会において、次のとおり決定したので通知します。

工事（業務）名

工事（業務）場所 香芝市

資格要件	
入札参加資格	登録業種
	格付け区分 (市内業者)
経営事項審査等	
事業所の所在地に関する条件	
その他	

第3号様式（第8条関係）

香芝市建設工事等請負業者選定委員会録

第 号

開 催 日	年 月 日
開 催 場 所	
出 席 者	
契 約 の 方 法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約
工 事（業 務）名	
工 事（業 務）番 号	
工 事（業 務）場 所	香芝市
工 期 等	年 月 日～ 年 月 日
工 事（委 託）概 算 額	
資 格 要 件 （契 約 業 者 氏 名） （指 名 業 者 氏 名）	
備 考	
工 事（業 務）担 当 所 管 課	

上記のとおり選定（承認）した。

年 月 日

香芝市建設工事等請負業者選定委員会

会長